

京都市告示第 306 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 18 年 1 2 月 2 5 日

京都市長 榊 本 頼 兼

名 称	種 別	起 点 終 点
貴船水路 1 号	農業用水路	京都市伏見区下鳥羽南三町 144 番地地先 同区横大路貴船 106 番地地先
下三栖 1 号	農業用水路	京都市伏見区横大路三栖山城屋敷町 105 番地地先 同区下鳥羽南六反長町 102 番地地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)